



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 111/2020年3月号

発行日：2020年3月9日

新型ウィルスの影響が、企業業績にまで影響を及ぼしてきています。終息が予測できない中で企業が取れる行動は制限されてしまっていますが、企業の存続、雇用の維持などのために迅速に対応していきましょう。大手監査法人は在宅勤務と報道されておりますが、私どもはご迷惑のかからない範囲で、現場対応に尽力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

### I. 最新情報（2020年2月1日～2020年2月29日）

#### 1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年 2月3日	公開 草案	「銀行等監査特別委員会報告第4号 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正について」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2019年12月18日に、金融庁から「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（以下「ディスカッション・ペーパー」という。）が公表されるとともに、金融検査マニュアルが廃止されたことを受けて、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の見直しを行い、一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年 2月5日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第37号 「医療法人の理事 者確認書に関する Q&A」の改正に ついて	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2020年1月16日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第37号「医療法人の理事者確認書に関するQ&A」を、2020年2月5日付けで公表いたしましたので、お知らせします。  本改正は、企業会計審議会から2018年7月5日付けで公表された「監査基準の改訂に関する意見書」を受けた監査基準の改訂及びそれらに対応するために行われた監査基準委員会報告書580「経営者確認書」の改正を踏まえ、所要の見直しを行ったものです。	—
2020年 2月25日	実務 指針	公会計委員会実務 指針第5号「独立 行政法人監査にお ける会計監査人の 独立性の保持の取 扱い」の公表につ いて	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2020年2月20日に開催された常務理事会の承認を受けて、公会計委員会実務指針第5号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」を公表いたしましたので、お知らせします。  本改正は、公会計委員会実務指針第5号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」に対して会員から寄せられた実務上の疑問点に対し、解釈をより明確化するための検討を行うとともに、自律的担保措置の例示を2015年4月9日の独立行政法人評価制度委員会において、「独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等関係者の審議への参画について（申合せ）」として合意された措置を踏まえたものとするべく、公会計委員会における検討を重ねてまいりました。	2020年 4月1日より

### 5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

### 6. その他（会計制度委員会等）

特になし

## 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例対象拡大についてピックアップしてみました。

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。この度、厚労省はこうした社会的情勢により発生している経営危機に対し集中的な支援を行うため、雇用調整に取り組む事業者への助成を行う「雇用調整助成金」について、特例措置を設ける事を決定しました。この特例は令和2年1月24日から令和2年7月23日を開始日とする休業などを対象に、申請要件の緩和を盛り込んだもので、該当する事業者は対象期間に行った雇用調整については本来は出来ない「事後の申請」を行う事も可能となっています。

#### 【対象事業主】

##### <一般的な場合>

新型コロナウイルスの影響で1か月の売り上げが前の年の同じ時期と比べて10%以上減少した事業主

##### <緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域の場合>

その地域に所在する事業主

#### 【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出を可能とします。
- ②生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。※
- ③最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。
- ④事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

※緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域の場合は、生産指標要件は問われません。

#### 【助成内容】

助成額は対象労働者の賃金を基準に中小企業の場合で2/3、大企業の場合は1/2※までが交付され、教育訓練を実施した場合には一日当たり1200円の加算が行われる仕組みになっています。

※緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域の場合は、正規・非正規問わず雇用調整対象とし、助成率の引き上げ（中小4/5、大企業2/3）が行われます。

他にも、各自治体が各種特例の融資を行っているなど、様々な支援に動き始めています。今一度、自社がどのような支援を受けられるか検討してみてもいいのではないでしょうか。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703